

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律等の施行について (技術的助言)

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) に
おける応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とすべきとの要望を受け、所要の検討を行い、「令
和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和 3 年 12 月 21 日に閣議決定された。

これに伴い、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備
に関する法律」(令和 4 年法律第 44 号) が本日公布され、建築基準法に係る部分 (以下「改正法」
という。) については公布の日から 1 月を超えない範囲内で政令で定める日 (5 月末を予定) から
施行されることとなった。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関す
る法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「建築基準法施行規則の一部を改
正する省令」は公布に向けた準備中であるが、改正法の施行日から施行される予定である。

つきましては、改正後の建築基準法等の運用について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)
第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に
遺憾なきようお願いする。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対してもこの旨周知方お願いする。

記

1. 改正概要

改正法の施行前は、建築基準法 (以下「法」という。) 第 85 条第 1 項若しくは第 2 項の応急仮
設建築物、法第 87 条の 3 第 1 項の災害救助用建築物又は同条第 2 項の公益的建築物 (以下「応
急仮設建築物等」という。) について、建築工事完了後又は用途の変更を完了した後 3 月を超え
て存続等をする必要がある場合、特定行政庁は 2 年以内の期間を限ってその許可をすることがで
きたが、改正法の施行後は、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ない
と認める場合においては、更に 1 年を超えない範囲内において許可の期間を延長することが可能
となる。

2. 許可の期間の延長手続きについて (法第 85 条第 5 項、法第 87 条の 3 第 5 項関係)

特定行政庁は、応急仮設建築物の建築をした者等から、法第 85 条第 4 項又は法第 87 条の 3 第
4 項に基づき許可を受けた期間を超えて使用したい旨の申請があった場合は、当該応急仮設建築

物等の維持管理状況等から安全上、防火上及び衛生上支障なく、かつ、災害からの復旧・復興の状況や恒久的な建築物の供給状況等から公益上やむを得ないと認める場合に限り、更に1年を超えない範囲内において許可の期間の延長を行うこと。また、当該延長に係る期間が満了した場合も同様に取り扱うこととし、応急仮設建築物等の許可の期間が徒に延長されることのないよう留意すること。

3. 建築審査会の同意について（法第85条第8項、法第87条の3第8項関係）

特定行政庁は、改正後の法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定により応急仮設建築物等の許可の期間を延長する場合において、不要な長期の存続防止を図る観点から、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならないこととした。ただし、公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める予定の以下①～⑥の用途に供する応急仮設建築物等については、建築審査会の同意を不要とする。

①官公署

②病院又は診療所

③学校

④児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和25年建設省令第40号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。）

⑤災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき地方公共団体が被災者に供与する応急仮設住宅

⑥上記に掲げるもののほか、被災者の日常生活上の必要性の程度においてこれらに類する用途
なお、⑥に該当する具体的な用途としては、応急仮設住宅に附属して設置される集会所等の被災者が日常的に利用する公益性の高いもののほか、「コロナ禍の状況に対応するための仮設の施設の設置にあたっての建築基準法第85条第2項等の適用について」（令和3年1月7日付け国住指第3474号）で示したコロナ禍の状況に対応するための仮設の施設等が考えられる。

なお、応急仮設建築物等の許可の期間の延長に係る事務は各特定行政庁（限定特定行政庁を含む。）が行うこととしているが、建築審査会が置かれていない限定特定行政庁において、建築審査会の同意が必要な用途の応急仮設建築物等の許可の期間を延長する場合には、あらかじめ、当該限定特定行政庁を包括する都道府県の建築審査会の同意を得ることとする予定のため留意されたい。

4. その他

改正法の施行に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第8条及び東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第17条の規定が削除されるが、改正法の施行前にこれらの規定に基づき許可の期間を延長した応急仮設建築物等については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第11条及び附則第14条により、改正後の法第85条第5項、法第87条の3第5項に基づき許可の期間の延長をされたものとみなすこととされている。なお、今後、改めて許可の期間を延長する場合には、改正後の法第85条第5項、法第87条の3第5項に基づき、対応されたい。